

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】平成30年8月30日(2018.8.30)

【公開番号】特開2017-6734(P2017-6734A)  
 【公開日】平成29年1月12日(2017.1.12)  
 【年通号数】公開・登録公報2017-002  
 【出願番号】特願2016-199150(P2016-199150)  
 【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【 F I 】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 0 1 C

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月23日(2018.7.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

各種情報を記憶する記憶手段を初期化する初期化手段と、  
各種エラーの発生を判定するエラー判定手段と、  
各種報知が可能な報知手段と、を備え、  
 前記初期化手段での初期化が行われることに基づいて、前記報知手段による初期化報知  
 を実行可能であり、前記エラー判定手段の判定結果に基づいて、前記報知手段によるエラ  
 ー報知を実行可能な遊技機であって、  
 前記初期化報知中でないときに複数のエラーの発生が判定された場合には、発生した複  
 数のエラーの種類に応じて、当該複数のエラーのエラー報知を同時に実行する場合と、当  
 該複数のエラーのエラー報知を同時に実行しない場合を有し、  
 前記エラーの発生を判定した後に所定の解除条件の成立に基づいて当該エラーの解除を  
 判定し、  
 前記初期化報知は、所定時間に亘って行われるものであり、  
 前記初期化報知中に前記エラーの発生が判定された場合において、  
 当該エラーの解除の判定が前記所定時間が経過する前になされる場合には、前記初期化  
 報知が終了しても当該エラーのエラー報知を行わず、  
 当該エラーの解除の判定が前記所定時間が経過した後になされる場合には、前記初期化  
 報知が終了した後に当該エラーのエラー報知を行う  
 ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の遊技機は、上述の主目的を達成するために以下の手段を採った。

各種情報を記憶する記憶手段を初期化する初期化手段と、

各種エラーの発生を判定するエラー判定手段と、

各種報知が可能な報知手段と、を備え、

前記初期化手段での初期化が行われることに基づいて、前記報知手段による初期化報知  
を実行可能であり、前記エラー判定手段の判定結果に基づいて、前記報知手段によるエラ  
ー報知を実行可能な遊技機であって、

前記初期化報知中でないときに複数のエラーの発生が判定された場合には、発生した複  
数のエラーの種類に応じて、当該複数のエラーのエラー報知を同時に実行する場合と、当  
該複数のエラーのエラー報知を同時に実行しない場合を有し、

前記エラーの発生を判定した後に所定の解除条件の成立に基づいて当該エラーの解除を  
判定し、

前記初期化報知は、所定時間に亘って行われるものであり、

前記初期化報知中に前記エラーの発生が判定された場合において、

当該エラーの解除の判定が前記所定時間が経過する前になされる場合には、前記初期化  
報知が終了しても当該エラーのエラー報知を行わず、

当該エラーの解除の判定が前記所定時間が経過した後になされる場合には、前記初期化  
報知が終了した後に当該エラーのエラー報知を行う

ことを要旨とする。